

産業厚生常任委員会会議録

[平成27年 6月25日開催]

南あわじ市議会

産業厚生常任委員会会議録

日 時 平成27年 6月25日
午前10時00分 開会
午後 0時02分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（8名）

委 員	長	登 里 伸 一
副 委 員	長	川 上 命
委 員		阿 部 計 一
委 員		熊 田 司
委 員		木 場 徹 子
委 員		吉 田 良 子
委 員		小 島 一
委 員		印 部 久 信
議 長		廣 内 孝 次

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長		小 坂 利 夫
課 長		塔 下 佳 里
書 記		佐々木 友 美

説明のために出席した者の職氏名

市 長		中 田 勝 久
副 市 長		川 野 四 朗
副 市 長		矢 谷 浩 平
教 育 長		岡 田 昌 史
福 祉 部 長		馬 部 総 一 郎
農 商 部 長		神 代 充 広

建設部長	岩倉正典
教育委員会教育次長	藤岡崇文
福祉部福祉課長	大谷武司
福祉部子育て支援課長	児玉裕仁
福祉部長寿福祉課長	静永峯雄
福祉部健康課長	小西正文
農商部商工観光課長	川上洋介
農商部農林水産課長	宮崎須次
農商部食の拠点推進課長	喜田憲和
農商部農地整備課長	和田昌治
農業委員会事務局長	小谷雅信
建設部建設課長	赤松啓二
建設部都市計画課長	原口久司
建設部下水道課長	村本透
教育委員会教育総務課長	山見嘉啓
教育委員会学校教育課長	廣地由幸
教育委員会社会教育課長	福原敬二
教育委員会体育青少年課長	柏木浩一

II. 会議に付した事件

1. 付託案件…………… 6
- ① 議案第139号 南あわじ市訪問看護ステーション条例の一部を改正する条例制定について…………… 6
- ② 議案第140号 南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例制定について…………… 1 5
- ③ 議案第141号 南あわじ市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について…………… 2 0
- ④ 議案第142号 南あわじ市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について…………… 3 3
- ⑤ 議案第143号 南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例制定について…………… 3 4
- ⑥ 議案第144号 南あわじ市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例制定について…………… 3 5
- ⑦ 議案第136号 平成27年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第1号）…………… 3 7
2. 閉会中の所管事務調査の申し出について…………… 4 0
3. その他…………… 4 0

III. 会議録

産業厚生常任委員会

平成27年 6月25日(木)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 0時02分)

○登里伸一委員長 おはようございます。本日は、御出席を賜りましてありがとうございます。

皆様方も既に御存じのように、けさ方の新聞では、日経平均株価が終値で2万868円という高値になりました。これは、18年半ぐらいの前からの日数がかかってここまで来たんでありますが、株価というのは経済の三大指標の一つであります。私たちとしましては、これから地方の成長戦略、地方創生によって我々の、また域内の購買力を増進して、日本の経済を回していきたいという願いがあります。

また、国におきましては、非常に大きな改革がありまして、さきの一般質問でもありましたが、選挙権の行使が20歳以上から18歳以上になったという大きな公職選挙法の改正であります。

選挙法の改正がなされましたのは、昭和の、1945年に25歳以上から20歳以上に引き下げて以来、70年ぶりの改正ということでございます。6月19日に、18歳以上の選挙権の公布がなされまして、施行が来年6月19日ということでありますので、参議院選挙から行使されることは間違いございません。1年後と定められました。

私たちといたしましても、選挙権を行使する18歳以上の方々に対しまして、主権者を育てる環境整備をしていかなければならないのではないかというような社説もございまして、若い人たちがどのように行使するかということは、非常に期待をするところでございます。

前置きが長くなりましたが、本日は第62回定例会におきまして、当委員会に付託された案件を審査いたしますので、何とぞ適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶といたします。

それでは、執行部より御挨拶をお願いいたします。

市長。

○市長(中田勝久) おはようございます。梅雨も中晴れというんですか、ことは夏も暑いと違うかなと言われております。

今、委員長さんからは国における状況、また経済の状況、お話をいただきました。きょうは、産業厚生常任委員会、さきの本会議で付託をお願いしました議案7件、御審議をいただくところでございます。何とぞ、適切妥当な御決定をお願い申し上げます。

ところで、今、遺産という話がよう出ます。世界遺産。それで、日本においても、日本の遺産というのが閣議決定をされまして、平成26年、かなりな申し込みがありました。

J Cさんが大変これには積極的で、昨年度も申し込みをしたらしいですけど、なかなかそこへ、テーブルに載せてくれなかったということで、その選定に入らなかった直後から、私ども市長会にもいろいろとこういう取り組みをしたいと具体的な話も来ておりました。

きのう、実は淡路島日本遺産委員会発足式並びに記者発表ということで、会が持たれまして、要は、J Cさんは、淡路の全体的なことやから、淡路市長会の会長を会長にぜひお願いしたいと、これは以前からお話があったこととございますが、今、門淡路市長さんが市長会の会長になっておりますので、要は、この委員会の会長は、門淡路市長ということで、きのうも決まりまして、ほかには、その構成員としては、各3市の教育委員会、それと行政の関係では県民局長でございますが、それから、団体では一般財団法人淡路島くにもみ協会と、同じく淡路島観光協会、それと、J Cさん、一般社団法人の淡路青年会議所ということでございます。

ことし何とか、来年の3月までにそういう審査・決定がなされるということで、文化庁のほうにもJ Cさんも積極的に取り組み、県のほうもできるだけ認定がもらえるようにせんとなどということと取り組んでいるようでございます。

私どもの場合は、鳴門海峡を世界遺産にということとしておりますので、これも淡路全体の取り組みが必要ですし、また、両県を、またそれをもっと超えた範囲も必要やと思います。この日本遺産委員会もそうでございますが、私ども南あわじ市としては、何とかいち早く鳴門海峡世界遺産の日本の中でのテーブルに載せれるよう、議員の先生方の御指導も得ながら進めてまいりたいと思います。

私から、当面の報告は以上でございます。いつも勝手しますが、またよろしくお願ひします。

○登里伸一委員長 執行部の御挨拶が終わりました。

市長は他の公務のため退席しますので、暫時休憩します。

(休憩 午前10時08分)

(再開 午前10時09分)

○登里伸一委員長 再開します。

審査に入る前に、委員席について確認をさせていただきます。

御承知のとおり、熊田委員が産業厚生常任委員会に移ってこられましたので、座席につきましては、故砂田委員の座席を詰めて、吉田委員、小島委員、熊田委員の順とし、他の委員の方の座席については、引き続き、現在のところよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、そのようにいたします。

ただいまから、第62回定例会において当委員会に付託された議案について審査を行います。

議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省略いたします。

1. 付託案件

① 議案第139号 南あわじ市訪問看護ステーション条例の一部を改正する条例制定について

○登里伸一委員長 それでは、議案第139号、南あわじ市訪問看護ステーション条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田良子委員。

○吉田良子委員 これは、今、南淡のほうにあるのを新庁舎建設に伴ってこちらのほうに移すということでありましてけれども、当初、訪問看護ステーションは、この今でいう市役所の別館のほうにありましたけれども、そのときは、そこで事業したいという思いがあったのですが、南淡のほうに行かざるを得ない状況があったんですけれども、今回、こちらに帰ってきたというところでは、全体の位置、サービスの機能、長寿福祉課の連携ということでこういうふうになったという話がありましたけれども、もうこれは、今後、移動ということはないのでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長(静永峯雄) 吉田委員おっしゃられたとおり、今後、そういったことは考えておりません。今のままということで、長寿福祉課の直属ということなので、事務

の効率化ということで、このまま続けていきたいと考えております。今のところ、そういうふうに考えております。

例えば、今後、またいろいろとある中で、訪問看護ステーション事業も民間による事業が進んできておりますので、またその辺、いろいろとまたそのときになれば、訪問看護ステーションも民営化というふうなことで、民間に全て任せていくというような格好になることも想定ということで、いつまでも市が抱えておるといわけではないということで、御承知願いたいと思います。

○登里伸一委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 今の答弁ですと、民間委託という話もありましたけれども、そういうのは、そしたら、いつどこでどういう判断をして決めていくようなことになるのでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 民間のほうの事業が、今から、今後、この訪問看護というか、看護職員の必要性が高まってまいります。そういった中で、民間、また病院のほうがそういったところに手を挙げてくるところが今後出てくるかと思っておりますので、ただ、市のほうの訪問看護ステーションというのは、民間がなかなか手を出してこれないところへのサービスということで考えておりますので、ただ、そこら辺のほうをカバーできるようになってくれば、市のほうも役は終わるのかなと思っております。

○登里伸一委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 お尋ねしたのは、そのそういう決定というのは、市役所の中の組織を立ち上げて検討するのか、そういう準備段階というのはどういう運びになるんですか。単なる健康福祉部の管轄だけで決める問題ではないと思うので、そこら辺の考え方をお聞きしてるんですけど。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） おっしゃられるとおり、福祉部でその辺を決定していくということはありません。例えば、福祉部のほうから状況の報告はさせていただいて、今、こういうふうな状況になっておりますというのを民営化検討委員会等々に諮らせてい

ただいてになると思いますけど、まだそういった状況では、今はございません。

○登里伸一委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 今、話が出た民営化検討委員会というのは、もう組織として立ち上がっているわけですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 全体の中、いろんな指定管理しているところもありますけども、その辺の民営化検討委員会というのはございます。

○登里伸一委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 それは、どういうメンバーでどの程度の回数というか、頻度はどういうふうになっているんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 申しわけありません。その辺はちょっと確認はできておりませんが、このたび、さくら苑が民営化にするといい中で、そういった検討委員会の中で検討して民営化に動いたということでございます。

○登里伸一委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 今、お話をしているのは、さくら苑を民営化するというようなことと全く内容が異なります。要は、その施設があつて、そこに誰かが入られておつて、それを市じゃなくて民間の社会福祉法人に任すというような場合の、さくら苑であればそういうようなことなわけですが、市の訪問看護ステーションについては、既に今、訪問看護自体は医師の指示によってやってるわけですが、市の訪問看護ステーションがやってるのは、全体の今でも15%かその程度です。ほかの民間の訪問看護ステーションで現実には、大半はやっているわけですが、ただ、先ほど課長も申しましたように、民間のほうは、言い方は悪いですが、余り効率的でないようなもの、場所ですとか、そういったところについてはなかなか行ってもらえないとか、引き受けてもらいにくいというようなことがあつて、市はそういった部分をかなり抱えているというのが現状です。

ただ、民間のほうがりょういったところについても受けてもらえるようになれば、市のほうは、あえて市が訪問看護ステーションを引き続いて存続させる理由というのは特にありませんので、そういう場合については変わっていく可能性がありますということを上げてるわけです。市としても、可能であればりょういった方向に、行けるのであれば行きたいというのは持っているということでございます。

○登里伸一委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 そうすると、今、検討委員会というのは、さくら苑のときの話であって、現在は開催はしてないということですか。

○登里伸一委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 具体的に、この市の訪問看護ステーションを取り上げて協議をしているというようなことはありません。

○登里伸一委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 そうすると、なかなか民間の人たちが行かないというところになると、いわゆる周辺部になるのかなと思うんですけども、そこら辺の需要があつて、現在の訪問看護ステーションが成り立っているわけですけども、そこら辺を見きわめた上でという、時期は未定というふうに理解してよろしいんでしょうか。

○登里伸一委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 市のほうとしては、できるだけ民間のほうでやっていただけるのであれば、やっていただきたいというのはあるんですけども、やはり需要と供給のバランスがございますので、いつ、どういうふうにするというのははっきり決めてるわけではございません。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。
印部久信委員。

○印部久信委員 これ、この訪問看護ステーションなんですが、これは今現在、市の担当職員何名で、何名の人を対象にサービスを行っているんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 看護職員4名と、理学療法士1名の5名です。対象は、申しわけございません、50名程度ということとなっております。

○登里伸一委員長 印部久信委員。

○印部久信委員 そこで、その場所が賀集の看護ステーションから善光寺に変わったということなのですが、それによって、地理的な条件によって、サービスの低下ということは、考える必要はありませんか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） サービスの低下というものは考えられないと思っております。というのは、足を運ぶということで、ある程度、沼島、灘のほうには遠くはなりますけども、利用者に対しては足を運んでいただくというふうなことはほとんどありませんので、訪問看護ステーションの職員が後10分、15分程度、ちょっと遅くなるのかなという程度はありますけども、サービスの低下というふうなことにはならないと思っております。

というのは、もう一つ、ことしから事務職員が訪問看護ステーションのほうにいないので、その事務を看護師が務めておりますので、その辺の効率化ということもありまして、こちらのほうに住所を移したほうが、その辺、看護師の業務がスムーズに動くということで考えております。

○登里伸一委員長 印部久信委員。

○印部久信委員 これ、先ほどの話ですと、市の対象でサービスをしてるのが全体の15%ということは、市内に300名余りの対象者がおるといことなのですが、これ、大体この4名の方々、50名を対象に1日どれぐらいの軒数を訪問されておるんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 大体、3軒程度ということとなっております。

○登里伸一委員長 印部久信委員。

○印部久信委員 これ、対象者というのは、具体的にどの程度の方々を対象にして訪問されておるんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） どの程度と言われますと、看護が必要というふうなことなので、カテーテル等々をつけられているとか、あと、末期の方であるとか、そういった方を含めた中での対応となっております。入浴サービスについても、褥瘡等々があれば、そういった方への対応というふうなこともしております。

○登里伸一委員長 印部久信委員。

○印部久信委員 これは、先ほど言っておりましたが、医師の指示のもとにやっておるということなのですが、これは、看護師さんは、医師の指示のもとにおいて、多少の医療行為もやっておるんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 医療行為的などころはないと考えております。

○登里伸一委員長 印部久信委員。

○印部久信委員 ということは、利用料金の点数表は、どういうふうになっておるんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 医療保険のほうと、また、介護保険のほうとの違いがありますけども、介護のほうで行きますと。

○登里伸一委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 点数ですけども、看護師の場合は、これは時間によって変

わってきます。20分未満であれば、円で言いますが、318円、それから、30分未満ですと474円、30分以上1時間未満ですと834円、1時間以上1時間30分未満ですと1,144円というようなことになっております。

それから、先ほど、主に訪問をしてやってることの主なものですが、御家族等への介護の支援と相談、それから、病状の観察、それから、要は、きれいに体を拭いたりとか、それから、頭を洗うというようなこと、それから、先ほどもちょっと出てましたが、カテーテル等の管理、それから、床ずれの予防と処理、それから、食事とか栄養の指導・管理、排せつの介助・管理、それから、理学療法士もおるわけですが、その人については、リハビリ的なものといったようなところ、あとは医師の指示によって、診察の補助的な業務をやっているということでございます。

○登里伸一委員長 印部久信委員。

○印部久信委員 今回の答弁でしたら、ほとんど介護保険の点数でやっておることなんですけど、今の部長の説明を聞いておりますと、カテーテルの管理とかもろもろになってきますと、ある意味、医療行為かなというようなこと、それから、医師の指示によってやるということは、ある意味で、これも問診に当たるんでないかなと思ったりするんですが、これは、看護師は医師の指示のもとで医療保険の点数は、適用はされらんのですか。全てこれは、訪問看護ステーションは、介護点数ばかりであって、医療保険の点数は全く使っていないということですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 介護に関する部分と医療に関する部分、医療保険での訪問看護はあります。

○登里伸一委員長 印部久信委員。

○印部久信委員 ということは、訪問看護の方々がサービスを行った場合は、医療保険点数と介護保険点数と、両方するサービスによってとっておるというように理解してよろしいか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） そのとおりです。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。
木場徹委員。

○木場 徹委員 この訪問看護ステーションというのは、法的にこういう施設というんですか、こういうのは設置するように何かの法律の中で定められて、こういう条例を置いてやっておるんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） これも介護保険法上の中で、訪問看護ステーションというのが出ております。

○登里伸一委員長 木場徹委員。

○木場 徹委員 これは、市町村が設置する義務があるわけですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 市町村が設置する義務はございません。

○登里伸一委員長 木場徹委員。

○木場 徹委員 そしたら、今言う、先ほどから言われておる辺地というか、我々が住んだる周辺というか、周辺の中心部から離れたところのいわゆる介護とか医療行為の補助をするために設置しておるということで、別段、これを設置しなければならないというような義務はないということなんですけども、これを民間がするのには効率が悪いから、市が前面に出てやっているということですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 最近になりまして、民間のほうでも2事業所が訪問看護ステーションを立ち上げております。そういった中で、先ほど申し上げましたように、需要がふえてくるのかなという中で、訪問看護ステーションの設置も見込まれるのかなというように考えております。

○登里伸一委員長 木場徹委員。

○木場 徹委員 要は、ここではっきりしておきたいのは、要は、市が前面に立ってやるのが法律に定められてなくて、自主的に民間がなかったときの時代からずっと市がやっていたということで、継続でやってるということによろしいんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） そのとおりでございます。

○登里伸一委員長 木場徹委員。

○木場 徹委員 他市ですね、淡路の。例えば、淡路市とか洲本市、その現状はどうなってますか。特にこの訪問看護ステーションの設置とか運営について、どういう現状なんでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 市で運営しているところはございません。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第139号、南あわじ市訪問看護ステーション条例の一部を改正する条例制定についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第139号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

② 議案第140号 南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○登里伸一委員長 次に、議案第140号、南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田良子委員。

○吉田良子委員 この介護保険の今回の改正は、国の消費税が引き上げられたことについて、低所得者の保険料の軽減ということがあるわけですがけれども、第1段階、所得の低い人が基準額の0.5を0.45に変えるというふうに理解してるわけですがけれども、この対象者というのは何人いるんでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 3,121名の方が対象となっております。

○登里伸一委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 これは、そうすると全体の保険者の何%に当たるんでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 20%ということでございます。

○登里伸一委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 今、基本基準額の0.5が0.45になるということで、2万7,270円、月2,273円減額になるということになると思うんですけど。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 年間3,030円ということで減額と、1人、なっております。

○登里伸一委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 今、年間3万300円が0.5で、それを0.45に引き下げるということですよね。そしたら何か、月2,273円に。この、ちょっとこの市でもらった資料でちょっと質問してるわけですけども。今回改定した制度改定の介護保険の、こんなパンフレットが市でできてるんですけども、そこにはそういうふうに書いてあるので、そういうふうな質問させてもらったんですけども。

○登里伸一委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 年間、これまで第1段階の方は3万300円だったんですが、それが2万7,270円になるということでございます。

○登里伸一委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 所得の低い人、今後、消費税の関係で平成28年、29年度、第3段階まで軽減策をとるといふようなことが言われておりますけれども、やはり所得の低い人にとっては、この介護保険料というのは、なかなか負担が重いものでないかと思うんですけども。きのうも質疑があったわけですけども、市独自の軽減策というのは、今回、考えられなかったんでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 全体の公平性から考えて、国の定められている0.05ということでしております。独自ということは考えておりません。

○登里伸一委員長　　ほかに質疑ございませんか。
印部久信委員。

○印部久信委員　　これ、この間、私もちょっと五、六人で雑談しとったときに、この話になったんですが、ちょっとこれ一遍、基本的なことからお聞きしたいんですが、まず、この税と料との違いというのは、どういうふうになっておるんですか。

○登里伸一委員長　　福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎）　　違いというのは、それはそれぞれ法律で定められて、介護保険料ですよというふうに決められてると。例えば、国民健康保険税の場合ですと、国民健康保険料としてもいいし、税としてもいいというふうに定められています。どちらでも選択できると。南あわじ市の場合は国民健康保険税にしていますけども、保険料で行っているところもあるというようなものです。介護保険料については、あくまで介護保険料です。

○登里伸一委員長　　印部久信委員。

○印部久信委員　　ですから、税と料との違いというのは、何か、執行するに当たって、何かの拘束力とか、何かの違いがあるんですか。

○登里伸一委員長　　福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎）　　余り詳しい説明はようしません、税になりますと、やはりかなり強力といたしますか、要は、徴収とかそういったことに対しては、保険料よりもかなり強力になります。

○登里伸一委員長　　印部久信委員。

○印部久信委員　　そこでね、部長、こういうこの間も意見があったんです。いわゆるこれは保険料やから、別に、いろんな話の中で、払わんでもいいんやと。市からもそう強制的に徴収には来ないということなんです、現実には今、これ、介護保険料の納入ですね、これ、未収とかいうのはどれぐらい。あるんですか、現実には。

○登里伸一委員長　　長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 未納、未収分はありますけども、その辺は金額的に、件数はちょっと今、手元にはないんですけども、また後でということでもよろしいでしょうか。

○登里伸一委員長 印部久信委員。

○印部久信委員 そこで、未納がある、未収があるんですね。その中において、介護保険料を払ってなくて、もし仮に特養に行った場合は、どういう対応になるんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 2年間納めていないということになりますと、介護保険のサービスを利用して、個人負担は1割負担なんですけども、それが3割負担というふうなことになります。

○登里伸一委員長 印部久信委員。

○印部久信委員 それで、介護保険料は払ってない、しかし、個人的に民間の保険会社と契約しとると、民間。例えば、生命保険とかそういうところで、特約で入っという場合、それはどないなってくるんですか。ほんなら、民間の保険会社がそれにかわって支払いをしてくれるんですか。それとも、これはどういうふうな取り扱いになるんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） その辺は、こちらはちょっと理解しておりませんが、介護保険の利用ということになりますと3割ということだけで決めていると。ただ、3割の負担をどういうふうにするかというのは、利用ができないというわけじゃないんで、介護サービスを利用して3割負担いただきますよということになっております。

○登里伸一委員長 印部久信委員。

○印部久信委員 じゃあ、そこで、課長でも部長でも構わんのやけれども、現実には、南あわじ市市内において、介護保険料を支払っていない、特養へ入っておる、3割負担になっておる、その3割負担は、個人が出しとるんか、いわゆる民間の生命保険会社からある部分を肩がわりして出しとるんか、そういうことは、まずできるんかできらんのか。そういうことを聞いたことはありますか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 最近、特別養護老人ホームじゃないんですけども、サービスを利用したいというふうな方が出てきております。ただ、それを今から利用するかどうかというのは、まだ決まっておられません。したいということで連絡があったものなので、3割負担になりますよということは伝えております。

○登里伸一委員長 印部久信委員。

○印部久信委員 何か、一緒のようなことをよう聞くようになって申しわけないんですが、例えば、介護保険料は支払っていない、しかし、特養へ入りたい、その場合、特養へ入ることは、市というか受け入れ側は拒む理由はない、支払いについては3割ですよ、その3割は個人が出そうが民間の保険会社が出そうが、それは自由ですよと、そういうような解釈でよろしいか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 未納の場合は3割負担ということで決められておりますので、それを負担いただければ、拒むことはできないと考えております。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第140号、南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第140号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

③ 議案第141号 南あわじ市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○登里伸一委員長 次に、議案第141号、南あわじ市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

熊田司委員。

○熊田 司委員 この第78条の2に、「指定認知症対応型通所介護事業者は」という項目があるんですが、済みません、これ、南あわじ市ではどういった、具体的な事業所名を教えてください。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 南あわじ市のほうの認知症通所介護なんですけども、そのほうは、一つは、第2やすらぎ事業所、それともう一つは、緑にありますデイサービスセンター元気の家、それと、太陽の家のほうは、今回、休止ということで提出されております。

○登里伸一委員長 熊田司委員。

○熊田 司委員 そうしますと、確認しますと、第2やすらぎと元気の家と、今は2カ所ということでよろしいですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） そのとおりです。

○登里伸一委員長 熊田司委員。

○熊田 司委員 そうしますと、ここには「介護の提供により事故が発生した場合」と書いてあるんですが、この事業所については、こういう認知症の方々は、家族が送ってくるんですか、そこの事業所が送迎されてるんですか。その点、お聞きしたいと思うんですが。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 基本的には、事業所ということになっております。

○登里伸一委員長 熊田司委員。

○熊田 司委員 そうしますと、事故が発生した場合というのは、迎えに行った時点から送るまでの間に事故が起きた場合の対象になるということによろしいんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） そのとおりで確認しております。

○登里伸一委員長 熊田司委員。

○熊田 司委員 申しわけないんですけど、その迎えなんですけども、家のところへ行って、家族の方から譲り受けますよね、車まで運ぶ間がありますよね。これも対象になるんですか。例えば、そこで転倒なりする場合がありますよね。玄関を出て、家族が車に乗せるまでの間に転倒したとか、そういう場合も、その事故の対象は、介護事業者のほうにあるわけですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 迎えの場合、玄関先まで迎えに行きます。そこからはも

う事業者ということで考えていいかと思えます。

○登里伸一委員長 熊田司委員。

○熊田 司委員 あと、ここにいろいろと事故が発生した場合の対応とあるんですが、これ、事故があった場合、市または都道府県等に報告する項目もあるんでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 事故報告というのは、様式がございます。

○登里伸一委員長 熊田司委員。

○熊田 司委員 それは、市、県、両方に報告という形になるんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 市のほうへの報告となっております。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。
吉田良子委員。

○吉田良子委員 定期巡回・随時対応型訪問介護事業者ということで、条例で今回出てきてるわけですけど、第1条から第5条。これは、まだ南あわじ市は対応してないと思うんですけども、介護保険の事業計画では、平成29年からということになっておりますけれども、その準備というのは、今、どういう段階なんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 準備のほうとしては、各法人さんにこういった定期巡回のお願いをできないかというふうなことで進めているところがございます。まだ手が挙がるか、そういったことはなかなか難しいというところがございます。なかなかこういった利用される方が出てきていないというのが現状でございます。利用者というか、そういった声が上がってこないのが現状でございます。

○登里伸一委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 そのニーズがないという話ですけれども、そういうニーズ調査というのはされたんでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） その辺の調査は、今、包括のほうでやっております、その辺のまとめというのが、この7月の中ごろにまとめて、どういったところにどういったものが必要かというものを含めた中で行っております。そういった中で、全体のニーズがつかめてくるというふうになっております。

○登里伸一委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 希望者がどれだけあるか、ニーズがどれだけあるかというのも視野に入れておく必要があると思うんですけども、29年度から出発するというふうな計画になってますので、それはまだ、状況を見ながらぜひ判断して、必要なものはつくっていただきたいと、こういう条例でもう人数とかそういうのもきっちりうたっておりますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

それで、その6条の中にオペレーターという言葉があります。このオペレーターの役割についてお伺いいたします。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） このオペレーターというのは、対象者からのいろんな相談事、また、こういったものが必要であるというようなこと、何を受けたいかというようなことの相談の窓口というような対象になっております。ただ、このたび、オペレーターが介護職員ができるということになっておりますので、オペレーターと介護のほうが可能になっているというところでございます。

○登里伸一委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 そうすると、今は専門的にやってる人が、そういう幅が広がるというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 幅がというか、事業所の範囲がふえたというところ、事業所というか、近隣に同法人の事業所があるというようなところで、この事業所も加えるというのが今回のオペレーターの配置基準ということになっております。できる施設、事業所の範囲について、併設する施設、事業所に加えて、同一敷地内の隣接する施設、事業所を追加しとるというところで、だから、その2施設で1人でいいというような対応でございます。

○登里伸一委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 同じ敷地内であればいいということで、少しサービスが低下するのではないかという懸念があるんですけど、その点は大丈夫なんでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 相談を受け付けるという中ででございますので、同時に電話がかかってくるというふうなこともあろうかと思えますけども、その辺になれば支障を来す部分もないとは言えません。

○登里伸一委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 ないと言えないのであれば、今までどおりでいいのではないんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） この効率化という中で、こういうふうな対応ができるということになっているということで、この辺は、事業所は、ちょっと1人で無理だなということになれば置くことも、置いてはならないじゃないので、その辺は事業所のお考えにお任せするというふうなことになるかと思えます。

○登里伸一委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 条例でこういうふううたってしまいますと、なかなか事業所は、その範囲を超えてというのはなかなか難しい話だというふうに思うんで、この傍線を引っ

張ってるところは、やはり継続して置いておくべきだというふうに思っております。

それと、次に、このこういうところで定期的に外部の者による評価を受けてということが、今回、その言葉がなくなってるわけですけども、そういう介護事業所を定期的に外部の人に運営状況をしてもらうのが、そういう言葉がなくなるというのは、点検が入っていかないのではないかと危惧されるわけですけど、その点いかがでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 外部評価といいますのは、年に1回、県が指定した評価団体のほうで外部評価を受けてくださいというものでございまして、各事業所に、月に2回の運営推進会議というのがありまして、そちらのほうでその事業の報告等々を行っております。

その運営推進会議といいますのは、利用者であったり、利用者の家族、また、地域住民の代表、また、市の職員等々で構成されてございまして、そこのほうでそういったチェックは行えるということで、同じ第三者による評価がいいんじゃないかということで、外部評価の部分は今回、排除したというところでございます。

○登里伸一委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 その運営推進会議ですか、そのところでチェックができるから、今回、外部評価を外したということでありまして、その評価した結果公表というのはどういうふうになってるのでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 結果のほうは、ワムネットというところで登録するということになってございまして、そちらのほうで公表するようになっております。運営推進会議のほうで出した結果も、今後はそちらのほうへ報告と。今までは、外部評価を受けた中での報告でありましたけども、今後はその運営推進会議という中で確認した中での報告ということになります。

○登里伸一委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 少し評価・点検の仕方が変わるということで、公表についても変わらないということで理解してよろしいのでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 公表内容についても変わりはないと考えております。というのも、自己評価は必ずするという中でなっておりますので、自己評価について、外部評価を受ける、または、運営推進会議で確認するということになっておりますので、ものは同じです。

○登里伸一委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 それと、ちょっと84条の登録人員の今回、変更というのがあると思うんですけども、今は、登録定員の、通いサービスについては2分の1から15人というのをふやしていくという改正になっているかと思うんですけども、施設を建てるときは、施設に合った人数、通う人たちの人数を計算して建物を建てててと思うんですけども、こういうふうに登録人数をふやす、利用者がふえるということになれば、スペース的にはそれは可能なんではないでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） そういったスペースを確保できる中での利用定員の増員を認めるということになっております。スペースが確保できない場合には、できないということになっております。

○登里伸一委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 そしたら今、この事業所は四つあるというふうに、市内で四つあると言われておりますけれども、そしたら、スペースの都合によって、認めるところと認めないところが出てくるということになるんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） それは、そのとおりでございます。適切なスペースということで。

○登里伸一委員長 吉田良子委員。

- 吉田良子委員 それは、場所としてはもうわかってるんですか。施設名。
- 登里伸一委員長 長寿福祉課長。
- 長寿福祉課長（静永峯雄） 小規模多機能の施設名ということでございます。
- 登里伸一委員長 吉田良子委員。
- 吉田良子委員 できたら、具体的な施設名をお願いしたいと思うんですけど。
- 登里伸一委員長 長寿福祉課長。
- 長寿福祉課長（静永峯雄） 一つは、風らん。一つは、あっとホームくにうみ、一つは、幼老複合型ういず、もう一つは、みどりの家となっております。
- 登里伸一委員長 吉田良子委員。
- 吉田良子委員 その中で、対応できる施設というのはどうなっていますか。こういう登録人数をふやしたら対応できる施設というのは。
- 登里伸一委員長 長寿福祉課長。
- 長寿福祉課長（静永峯雄） そちらのほう、ちょっとまだ確認はしてございません。施設には、そういった希望はどうかというふうな確認はしておるところもあるんですけども、ちょっとまだそこまでは、登録人数をふやすというような考えはしてないというところでございます。
- 登里伸一委員長 吉田良子委員。
- 吉田良子委員 登録人数をふやすということになれば、ちょっと施設も少し訪問させていただいたんですけども、面積は確保できる、しかし、一番ネックは介護職員。幾らチラシを打っても、ハローワークに登録しても、職員が集まらない、それが一番のネックだと。私、ちょっと3カ所回らせてもらったんですけども、どの施設も共通して言えるのがそのことであって、こういうふうにならざることはいいんですけど、そこら辺は、市は把握

してますか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 各事業所のほうで、そういった確認はさせていただいております。ただ、各法人さんのほうで、3法人、初任者研修という今までのヘルパー2級というふうな研修を予定しておられます。という中で、そういった介護に携わる職員をふやしていこうというふうに考えておられるということは聞いております。ただ、こういった施設であっても、資格がなくても今はできます。勤務はできます。ただ、法人さんとしては、心配な介護の安全・安心サービスということの中で、ある程度の研修は受けていただきたいということで、ちょっと職員が不足しているというのが現状です。

頭数というか、その辺はあるんですけども、なかなか安全・安心という中でのサービスは難しいというのが現状で、数が足りないという部分だけでもないんです。数はあっても対応ができない、まあ、数が足らないと同じかもわかりませんが、そういうような状況です。

○登里伸一委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 これまで議会でいろんな議員の方々がこの介護職員の待遇なり雇用面とかいろいろ質問が出てるわけですけども、お手上げ状態というような施設の話も聞きましたけれども、仕事がきつい、いろんなことがあってなんですけど、せっかくふやすんであれば、そういうところ、先日も部長が施設を回って、なかなか市に対する要望が少なかったというような話もありましたけれども、何らかの方策も考えていく必要があるんじゃないかと思いますが、部長、いかがですか。

○登里伸一委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） この前もその話をさせていただきまして、直接的にどういふふうなことを市に対して望みますか的な質問もさせていただいたんですが、全くなかったわけではありませんけれども、余りこれはというようなものがなかったというのが事実でございます。

ただ、それぞれの社会福祉法人さんにおきまして、人を確保するための努力はこれまでよりも強めていこうというような考えでございますので、その辺の状況も見ながら、市として可能なものがあれば、何らかの形で応援はしていきたいというふうに思います。

○登里伸一委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 施設によっては、登録人数をふやして利用者をもっと確保してというところは、切実に思ってる施設もあるようですけども、やはり一番、介護職員の人手不足、人材不足に頭を痛めてるという話がありますので、また方策も考えていただきたいというふうに思います。

○登里伸一委員長 審査の途中ですが、暫時休憩します。
再開は、午前11時10分といたします。

(休憩 午前11時00分)

(再開 午前11時10分)

○登里伸一委員長 再開します。
休憩前に引き続き、議案第141号を議題とします。
質疑ございませんか。
吉田良子委員。

○吉田良子委員 最後に、管理者というところで83条というのがあります。そこで、ここに介護予防日常生活支援総合事業というのが書いてありますけれども、ここでいう介護予防日常生活支援総合事業というのは、どういう類のものでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長(静永峯雄) これは、支援総合事業、新介護保険の部分で、新たな予防部分がこういった事業になっていくというものでございまして、介護予防日常生活支援事業という中では、予防の部分の訪問介護サービス、また、予防の部分の通所介護サービス、これが予防から抜けるということになってございまして、それが介護予防日常生活支援事業ということで、第1号通所事業といたり、また、第1号訪問介護事業といたりなっております。

○登里伸一委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 介護予防サービスということは、要支援1、2の方は、今、デイサー

ビスなりホームヘルパーさんの派遣を受けて日常生活を過ごしてる、介護度が重度にならないようにいろんな支援策を講じてるということに今、なってると思うんですけども、ここで書いてる介護予防日常生活支援総合事業を、ここでは除くというふうになっておりますので、やはりそういう人たちのサービスをこれからできなくなるというふうに理解するわけですけど。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 介護予防のほうで、抜けるのは訪問介護、通所介護となっておりまして、ここで、除くとなっておりますのが、介護予防ケアマネジメントというふうな事業。というのは、今もそうした事業はあるんですけども、介護保険にかからない、要支援までにかかるまでの方のプラン立て、そういったものを今、保健師等がしております。そこらの事業所を除くというふうなことで記載されております。

○登里伸一委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 そういう、今言われた介護予防支援事業は引き続き実施しますが、そういう要支援1、2の方のヘルパーの派遣だったりデイサービスが、今回、これによって総合事業に移行する、総合事業というのは、介護保険の会計からでなくて、これまで言われてるボランティアとかNPOとかが、もし立ち上がった場合、そちらに移行するというふうになるわけですね。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） そのとおりです。ただ、介護保険料じゃないといいながら、地域支援事業費の中でこれから市のほうがそういった単価を定めていくということになっております。

○登里伸一委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 この改正の一番大きなところはここになると思うんですね。今まで要支援1、2の方が介護保険を使って公的なサービスを受けていたのを、今後はボランティアなり民間の人たちに移行するということになって、今、課長も言われたように、その単価設定については市独自で決めていく。その受け皿が、平成29年からというふうに言われておりますけれども、そこが本当にそこで出発できるのかどうかというのは、か

なり準備が必要かと思えますけれども、一つの公的なサービスですと、利用しやすい部分があるんですけども、やはりボランティア、NPO、今、いろんな形になるのかなと思うんですけど、なかなか利用者にとっては遠慮するとか、そういういろんなことが出てくるのではないかと思います、その点どうでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 多種多様な事業、団体という中で、そういった方々にサービスをいただくということになっておりまして、その部分につきましては、さきに申しましたように、このニーズ調査を今、行っております。その結果を、この7月の中ごろ、後半ごろ、下旬に出した中で、その辺の地域ごとのニーズを確認して、その後、また今言われているコーディネーター、第1層、第2層、第3層というようなコーディネーターがございまして、その地域のサービスを決定していくということになっております。

その第1層について、この年内に、27年度内にどこが受けるか、どこに受けていただくか、市が受けるのかどうするかというふうなことは、決定していきたいと考えております。

○登里伸一委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 今後、ニーズ調査というのは要支援1、2の方のニーズ調査、それともまだ介護を受けてない方でもそのニーズ調査の対象になるということなんでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 全体を含めた中でのニーズ調査ということで、75歳以上ということでさせていただいております。

○登里伸一委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 65歳以上でなくて。65歳以上の方もヘルパーさんなり、デイサービスに行ってる方もいるかと思うんですけども。年齢制限を切ってるんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 全体的に見た中で、60代というのはまだ元気な方がた

くさんおられるという中で、済みません、75歳以上でいいのかなというようなことで調査を行ったということでございます。

○登里伸一委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 先ほどは、これ、7月に行うという話だったかと思うんですけども、そこら辺を踏まえて、市の平成29年度からの計画を立てるという考え方なんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） そのとおりでございます。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第141号、南あわじ市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第141号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

- ④ 議案第142号 南あわじ市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○登里伸一委員長 次に、議案第142号、南あわじ市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田良子委員。

○吉田良子委員 これも、先ほどと同じように、管理者の規定の45条の中に、先ほど言った介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる要支援1、2の方のサービスを今回、この条例で抜いて市に移行するというようなことになってるので、私はこれは到底認められるものではないというふうに思っております。

○登里伸一委員長 答弁は要るんですか。

吉田良子委員。

○吉田良子委員 もう同じ繰り返しになりますので。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） この部分なんですけども、先ほど申しあげましたとおり、介護予防ケアマネジメントの部分を除くということなので、この事業というのは、今の介護保険の中の要支援1、2までもかかっていない方ということのサービス計画ということなので、それを外すということになっております。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 ございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第142号、南あわじ市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。
よって、議案第142号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑤ 議案第143号 南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例制定について

○登里伸一委員長 次に、議案第143号、南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
これより、質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長　　ございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長　　異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第143号、南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例制定についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長　　挙手多数であります。
よって、議案第143号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑥ 議案第144号 南あわじ市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例制定
について

○登里伸一委員長　　次に、議案第144号、南あわじ市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

木場徹委員。

○木場 徹委員　　条例の中で、教育長の専免規定なんですけども、1に研修を受ける場合と2に規則で定める場合とあるんですけど、この規則の関係、ちょっと説明してください。どういうことですか。

○登里伸一委員長　　教育総務課長。

○教育総務課長(山見嘉啓)　　これは、規則ということで、教育委員会で審議されて規則を制定することになっています。この規則の内容は、一般職の職員の規則とほとんど同じで、一般職の職員と違うのは、組合活動以外は同じく規定する予定です。

以上です。

○登里伸一委員長　　木場徹委員。

○木場 徹委員 これ、ちょっと不思議に、この上程があったときから思うんですけども、教育長の職というのは、常勤の特別職ということであり、副市長とどう違うんですかね。ちょっとこの辺が理解できらんのですけども。副市長も常勤の特別職ではないんですか。

○登里伸一委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（山見嘉啓） 副市長については、常勤ではありません。常勤ということとは法律上、うたっておりません。

○登里伸一委員長 木場徹委員。

○木場 徹委員 ということは、もちろん非常勤の特別職で法律上、なっとるんですね。

○登里伸一委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（山見嘉啓） そういうことです。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。
吉田良子委員。

○吉田良子委員 この義務の免除で、研修を受ける場合と書いてあるんですけど、どんなことを想定してこれを書いているんでしょうか。

○登里伸一委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（山見嘉啓） 研修とは、例えば、その職務に役立つような講習、研修を受けることを指します。

○登里伸一委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 ちょっとわかりにくかったんですけども。

○登里伸一委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（山見嘉啓） 例え、研修ということで、職員ですと、直ちに直接関係する職務やったら、出張とかで賄えますが、それ以外で通常、教育行政とはちょっと関わりが薄い研修、例えば、福祉関係ですとか、そういったことで、いずれは役に立つということで研修したりする場合は、職務専念の義務を免除するというので、そういうことで研修を受けていただきます。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 ございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第144号、南あわじ市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例制定についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○登里伸一委員長 挙手多数であります。
よって、議案第144号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑦ 議案第136号 平成27年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○登里伸一委員長 次に、議案第136号、平成27年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田良子委員。

○吉田良子委員　　これは、先ほど条例で改正があった分を国、県、市で負担するという
ことで、特に財源的にはそういう仕組みになっているかと思うんですけども、ちょっと
介護保険の関係で、少し質問してよろしいでしょうか。

介護保険の今、利用者で、特別養護老人ホームとかに入ってる方がいらっしゃると思
いますが、その特別養護老人ホームに入ってる場合、介護度によって利用料金は決まっ
ております。所得が低かったら、いわゆる食事代とかが軽減されますけれども、今回
の改正で、預金が単身で1,000万円の場合は、それは軽減されませんというようなこと
になっているかと思うんですけども、施設によっては、預金通帳のコピーを添付せ
えとかいう話が全国的に広まっているんですけど、南あわじ市はどういう対応をさ
れてるのでしょうか。

○登里伸一委員長　　長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄）　　あくまでも、これは利用者本人、家族のほうに案内を
しております。そちらのほうで確認をさせていただくということになっております。
施設のほうにということはありません。

○登里伸一委員長　　吉田良子委員。

○吉田良子委員　　そうすると、市が所得の低い人で、今、特養に入っている方の
預金通帳のコピーを市が提供させてるということですか。

○登里伸一委員長　　長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄）　　その辺は、今から通帳を出すところでござい
まして、通帳のコピー等々も必要になってくるかと思えます。

○登里伸一委員長　　吉田良子委員。

○吉田良子委員　　全国的に、入所者からそこまでする必要があるのかという話
があるわけですけども、市もそういう対応をするということになるんですか。

○登里伸一委員長　　長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄）　　そこまでしておかないと、もし後から発覚した場合、ペナルティということで2倍近くの負担をいただくというふうなことも一応、定めておりますので、それのないようにということで、そうした報告をいただきたいということにしております。

○登里伸一委員長　　吉田良子委員。

○吉田良子委員　　現実には、所得が少なくていろんな都合で、貯金もいろんな思いでしてるところもあるんですけど、この介護保険の改正というのは、なかなか厳しいものがありますよね。そう思いませんか。

○登里伸一委員長　　長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄）　　これは、国民全体での負担ということになっておりまして、その辺の負担のためにも、所得等々に応じた負担をいただきたいということで、こういうふうになってきているかと思えます。

○登里伸一委員長　　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長　　質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長　　ございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長　　異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第136号、平成27年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第136号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

お諮りいたします。

6月29日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

(「委員長・副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○登里伸一委員長 次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題とします。

お手元に配付の閉会中調査事件申し出一覧表のとおり、議長に申し出てよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、議長に申し出ることにいたします。

3. その他

○登里伸一委員長 次に、その他に入ります。

その他、何かございませんか。

印部久信委員。

○印部久信委員 大鳴門橋記念館についてお伺いしたいんですが、これは県から無償貸与されていたと思うんですが、聞くところによりますと、近々、何か無償譲渡があるというふう聞いておるんですが、その辺についてお聞かせいただけますか。

○登里伸一委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 総務委員会の補正予算のときにも少しお話をさせていただいたわけなんですけども、今、その件については、県のほうと協議中でございます、工事の関係もございます。今の予定では、来年の3月というふうに思っておるんですが、まだ事務レベル等でも協議をしていかなければなりませんので、ちょっとまだ不透明な点がございます。

○登里伸一委員長 印部久信委員。

○印部久信委員 これ部長、今、協議中と言われましたが、この大鳴門橋記念館の無償譲渡については、協議中ということは、市のほうから無償譲渡を願い出たものですか。それとも県から市に対して、無償譲渡を申し出たものですか。これはどっちですか。

○登里伸一委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 県のほうから、県の行革の関係で、市のほうに譲渡したいというふうな申し出が以前ありまして、この間の補正のときにも申し上げましたけども、かなり老朽化しておるから、それ相応の御負担を県のほうにさせていただきたいということでお願いをして、それで、それ以降協議中であったということでございます。

○登里伸一委員長 印部久信委員。

○印部久信委員 これは、県のほうから市に対して、今、部長が言われたように、行革の一環として、大鳴門橋記念館を無償譲渡、これは県がしたいというか、無償譲渡で受け取ってくれますかやな。そういうような形かと思うんですが、それについて、かなり老朽化しておるということは、それなりにリニューアルを県がして、市のほうで無償譲渡で受け取って活用してくださいということになると思うんですが、そうなった場合、市のほうから県に対して、老朽化しとるのでそれを受け取るに関して、市からこういうものについてを改修、改善、リニューアルしてくれという要望やいうものは、これは通るものですか。

○登里伸一委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） こちらのほうから、今おっしゃったように、こういった建物部分であるとか設備関係の部分について試算をいたしまして、県のほうに提出をして、これだけ要るんで、負担していただきたいというようなことであつたわけなんです。県のほ

うでも、県の財政のほうと相談して、ちょっと金額面でなかなかその時点では折り合いがつかなかったんですが、次、この間ですけども、一応、県のほうに了解がもらえたというようなことでございます。

○登里伸一委員長 印部久信委員。

○印部久信委員 それは、今の部長の話でしたら、内部の設備、備品についても老朽化しておるので、市としての要望か、それとも、外装部分の老朽化によるリニューアルか。そこらはどういうようになっておるんですか。

○登里伸一委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） ちょっと細かいところまでは、私も積算を見ていないんですけども、内装、外装、それから設備全部含んでというふうに思っております。

○登里伸一委員長 印部久信委員。

○印部久信委員 これ、部長も御存じのように、人形会館があって、人形会館が出て、その後、うずのくにあそこで市の指定管理を受けて業務をやっておるわけですね。市から県に対して、無償譲渡を受ける場合にいろんな条件を言われてやっておると思うんですが、市としたら、市独自の考え方で県に要望しておるんですか。それとも、市が指定管理をしとるうずのくにの今後の、あそこで営業活動もあると思うんですが、そこらはある程度、お互い話し合いのもとにリニューアルとかもろもろの内部の設備とか、そういうことは検討されとるんですか。それとも、市独自の考えでやっておるんですか。どちらですか。

○登里伸一委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 県のほうに対して要求する際には、うずのくにのほうとも協議をしておると思います。この間、きのうですか、総務委員会でも副市長のほうからも話がありましたように、内部の改装については、渦潮の世界遺産の関係がありまして、県のほうとも内部の展示等について、今後、協議をしていった上で考えていきたいというふうに思っております。

○登里伸一委員長 印部久信委員。

○印部久信委員 人形座が新たに出て、中が空洞化した後、当時、人形座に3万人ぐらいの、4万人だったかな、観客が来ておって、そこで食事をしたり買い物をしながらやっていって、それが抜けることによって、うずの丘の経営が非常に厳しくなるのかなと思っておったんですが、割と努力もされたんでしょう、売上そのものは、ある意味ではまた以前より伸びておるような状況でないかと思うんですが、今後、あくまでもこれは市の施設であって、市がうずのくにに指定管理をして、なおかつ市も23.5%の出資金を出してやっておるんですから、今後、観光の一つの拠点としてやってもらわんといかんと思うんで、そこら、せっかくリニューアルするんですから、そこらをよく検討しながらやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○登里伸一委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） おっしゃられるとおり、十分、指定管理者のほうとも協議しながら改修計画を立てていきたいと思います。

以上です。

○登里伸一委員長 ほかにございますか。

阿部計一委員。

○阿部計一委員 教育の充実、スポーツの振興についてちょっとお尋ねします。市には青少年体育スポーツ課というのがあると思うんですけど、今、御存じのように、女子プロ野球兵庫ディオオーネが淡路市に本拠地を置いて選手、関係者、全部住所移して、門市長も非常に力を入れてやっておられます。そういうことで、この21日にも兵庫ディオオーネと女子プロ野球のオールスター、これ、チーム数は少ないけども、一応、女子野球というのはこれ、ワールドチャンピオン、世界一の称号をいただいておりますけどね。

そこで、淡路市は本拠地で、もちろん力を入れてやっておる、洲本市も2名ほど地元の選手が出ているというようなことと、市民球場があるということで、非常にまだ佐野のほうはナイター設備がないということで、市民球場を使ってペナントレースをやっていると。

そういう中で、この間も監督さん、碓という方なんですが、協会の優勝戦の表彰式にわざわざ3名来ていただいて、今、洲本市と南あわじで17チームの少年野球チームがあるんです。その中で、大体、全島で27チームあるわけですが、大体1チーム、二、三人の女の子が入っているというようなことで、非常に興味を持たれて、ファン層をふやそうということだったんですが、そこで、淡路市はもちろんですけど、洲本も表敬訪問し、やっていると。

そんなことで、南あわじ市は何かそういう、そりゃ、そういうディオオーネのほうから出向くべきかもわからんけども、やはりそういう大きな組織というか、プロ野球が来るというようなことで、市としてもそういう課があるのであれば、積極的にやはり対応して、やはりそれも大きなまちおこしやと思うんです。これはもう、国のほうもスポーツ庁ができる、また、兵庫県もスポーツ立県ひょうごを目指すということで、非常に知事も力を入れておられるんですね。

うちははっきり言って、スポーツの施設面では、大変失礼になるんやけども、一応あることはあるんですが、中途半端な施設ばかりなんですよね。ですから、大きな大会にしても、ほとんど今、淡路市、洲本市のほうへ行っていく。県大会はほとんどできないというような状況で、もうちょっとそういう課があるのであれば、もっとアプローチをして、組織を挙げて運動していくというのが大事なんやけど、そういう面でどう考えておられますか。

○登里伸一委員長 体育青少年課長。

○体育青少年課長（柏木浩一） ただいま、阿部委員さんおっしゃられたとおりでございます。淡路市の兵庫ディオオーネさん、これからも調査するなりしまして、そういった方向に努めてまいりたいと思います。

○登里伸一委員長 阿部計一委員。

○阿部計一委員 ほんで課長、私もそんなんでも表彰式に来ていただいたんで、いや、南あわじのほうに会いへんのはどうということなんでということで、いやいや、これはもうぜひ行きたいですというようなことを言ってましたんで、やっぱりそういうことを所管として積極的に、やっぱり自分のほうからそういうアプローチをして、やっぱり一回、表敬訪問でもしていただいて、やっぱり盛り上げていくということも大事なことやと思うんですよ。

現実、全淡で60人ぐらいの女の子が野球をやっている、小学生でね、そういう状況なんで、そういう女子プロが来たということを契機に、やっぱり積極的に一回、球団のほうへアプローチしてほしいと思うんですが、その点いかがですか。

○登里伸一委員長 体育青少年課長。

○体育青少年課長（柏木浩一） 今後、そのように課のほうでも相談しながら、そういった方向で努めたいと思います。

○登里伸一委員長 阿部計一委員。

○阿部計一委員 私もせっかちなんで、やっぱりそういう道筋をつけてあるので、これはもう、即、対応せなんだらな、こういうことは。即、対応できることなんやよって、何も損になることと違うんやし。やっぱり、市長なり在庁のときでもそういうセットをして、やっぱりしていくということをぜひ、即やってください。お願いします。その点答弁を。

○登里伸一委員長 体育青少年課長。

○体育青少年課長（柏木浩一） そのように十分に相談しまして、即、対応するようにさせていただきたいと思います。

○登里伸一委員長 ほかにございませんか。
木場徹委員。

○木場 徹委員 農商部長にお聞きしますけども、先ほどの記念館の話ですけども、県から市に無償譲渡ということで来た場合、今度、市からでも会社のほうに譲渡とか、そういうことは考えているんですか。

○登里伸一委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） まだ、今から県のほうから無償譲渡を受ける段階ですので、すぐに会社の方にどうのこうのというようなことは、今のところ考えておりません。まだ指定管理期間もまだあると思いますので、当分の間は、今のままになると思います。

○登里伸一委員長 ほかにございませんか。
吉田良子委員。

○吉田良子委員 振興券のことでお伺いいたします。今、ケーブル放送で発売日の宣伝をしてますけども、市民の人から、どこで使えるのか、どこで利用できるのかというのがこれまでも当日、引きかえで何か店の名前をもらったやつがあったんですけども、今回もそれと同じようにするんですか。買っても、使うところがなかったら買うあれもないしという話があって、どこで使えるのかわからないのに買えないというような話があるんですけど、そこら辺はどうなんですかね。

○登里伸一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 購入していただいたときに、店舗の一覧表を今回もお渡しするようになっております。

○登里伸一委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 期限も来てるんですけども、事前にとというのは、やはりもう今の時点では難しい話なんですか。

○登里伸一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） もう今週、土日になっておりますので、確かに問い合わせはあります。問い合わせのあるときにはお答えをしてるんですけども、今からの事前告知というのは、ネット上では今、できていると思うので、それ以外のところは難しいと思います。

○登里伸一委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 その2万円を買おうかと悩んでる人もいたり、予約でどれだけ、1セットしか買えないという話もありましたけれども、店がわからないとという話があったんで、当日でしか無理という話しか答えようがないということですね。

○登里伸一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 今のところは、ネットで見えていただくか、今の当日、453店舗の一覧表を見ていただいて判断していただくか、同時に、店舗のほうでステッカーも貼るようになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○登里伸一委員長 ほかにございませんか。
それではちょっと、副委員長。

○川上 命副委員長 登里委員長。

○登里伸一委員長 建設関係なんです、新川の土砂の撤去をしてくださいます、大変喜んでおりましたが、実は、先日、何人かに会いまして聞きますと、下流からしてくれと、そうでなかったら何も意味がないので、上のほうを取ってくれたけども、早く水が来てたまるので、土のうでオーバーしなかったんですから、どうぞ県にそのように言ってくれないかということでございましたので、お伝えいたしますが。

○川上 命副委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） ただいまの質問の件ですけども、地域のほうとよく相談してやっていきたいと思えます。

○登里伸一委員長 よろしくお願ひします。終わります。
ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 ございませんので、次に執行部より報告事項がありましたらお願ひします。
社会教育課長。

○社会教育課長（福原敬二） 恐れ入ります。昨日、兵庫県教育委員会のほうで、南あわじ市で発見された銅鐸についての記者発表がありましたので、それについて報告させていただきます。
なお、資料がありますので、お配りさせていただいてよろしいでしょうか。

（資料配付）

○登里伸一委員長 社会教育課長。

○社会教育課長（福原敬二） それでは、昨日24日14時に兵庫県教育委員会の記者クラブのほうで、以下のことが発表されました。

まず、発表概要なんですけども、今回発見された銅鐸7点のうち、入れ子状態にありました2組4点の銅鐸において、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所において、CTスキャンを依頼をしておりました。この内容がわかりましたので、発表ということになりました。

○商工観光課長（川上洋介） 済みません、この委員会終了後、7月5日の阿万海水浴場海開きの案内と、7月7日の慶野松原海水浴場海開きの案内を委員の皆様へ配付させていただきます。よろしいでしょうか。

○登里伸一委員長 お願いします。
社会教育課長。

○社会教育課長（福原敬二） 先ほど、ちょっと言い忘れました。この報道に関する解禁があります。まず、新聞発表なんですけども、新聞紙面には6月27日土曜日、それから、テレビ、ラジオ、インターネット等につきましては、あすの26日金曜日5時から放送という形になるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○登里伸一委員長 わかりました。それでは、配付をお願いします。
ほかに報告等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 ございませんので、これで報告を終了します。
以上で、当委員会を終了いたします。
閉会に当たりまして、副委員長より簡単な御挨拶がございます。

○川上 命副委員長 委員の皆さん初め、執行部の皆さんにおかれましても、長時間、慎重審議、どうも御苦労さんでございました。それでは、6月29日の本会議では、よろしく願い申し上げまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。

（閉会 午後 0時02分）

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成27年 6月25日

南あわじ市議会産業厚生常任委員会

委員長 登 里 伸 一